

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

この制度は、国及び東京都の補助を受けて、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」）が実施する公的な貸付制度です。

東京都及び東京都内区市（以下「区市等」）が実施する、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」）の支給を受ける方が対象です。

訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」）を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に東京都内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業を継続した場合、申請を行うことで返済が免除されます。

1 貸付対象の方

《具体的には》

▶ 20歳未満のお子さまを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件全てを満たす方が対象者です。

① 東京都内の区市等が実施する訓練促進給付金の支給を受ける方（受給決定した方）

② ⑦にある免除要件に該当し、返済免除となる見込みがある方

※訓練促進給付金の対象資格については、お住まいの区市等にある給付金の窓口までご確認ください。

《貸付対象外になる場合》 ※貸付後、下記に該当する場合は返済となりますのでご注意ください。

○ 入学準備金の申請者が、養成機関修了時まで訓練促進給付金の対象でなくなる場合

例）在学中に再婚によりひとり親でなくなる／在学中に子が満20歳になり訓練促進給付金の対象ではなくなる／退学した場合 等

○ 入学準備金と下記資金の併用はできません。貸付後に判明した場合は返済となります。

「介護福祉士等修学資金貸付金」「保育士修学資金貸付金」「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金」「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯である場合

※その他の理由でも、審査の結果により貸付対象外になる場合があります

《上記以外で貸付後、返済になる場合》

○ 養成機関を修了後、東京都外で就労する場合

○ 返済猶予期間の就労について、1週間の所定労働期間が20時間未満である場合

※猶予期間中は、「連続して週20時間以上の就労」が必須です（雇用形態は問いません）。併せて、これを証明する書類の提出が必要です。

2 貸付資金の内容

資金種類	貸付対象者	資金使途	貸付額
入学準備金	訓練促進給付金の支給を受ける方 ※雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」等を受給している場合は対象外です。	養成機関に納入する入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用等	500,000円以内
就職準備金	訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方 ※修了かつ資格取得日から1年以内に就職した場合に限る。	就職にあたり必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用等）等	200,000円以内

※貸付金の交付は入学後・就職後になります。

3 貸付利率

☐ 連帯保証人を立てた場合、貸付利子は無利子です（連帯保証人なしの場合は、返済猶予期間の経過後は年1.0%となります）。

4 貸付資金の申込みについて

□借入れ申込みのできる方は、①に該当する方になります。

□申請期限は下記のとおりです。

入学準備金	養成機関に入学した日から3か月以内 ※入学前から申請が可能です。 ※6月30日以降に申請の場合、入学の日付が確認できる書類を提出してください。
就職準備金	養成機関の課程を修了の上、資格を取得し、就職が決定した日から3か月以内

□訓練促進資金の借入れ窓口（書類提出先）は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」）です。

□区市等での訓練促進給付金の相談時の情報を、訓練促進資金の借入れ窓口となる区市町村社協との間で情報共有する場合があります。情報共有についてご承諾いただきます。

□連帯保証人を立てる場合は無利子となります。**連帯保証人は返済終了まで変更できません。**

《連帯保証人の要件》

※65歳未満で、借入申込者と別生計、別世帯で、借受人に代わって返済する能力のある方

※東社協が債権者である貸付制度の連帯保証人になっていない方

※連帯保証人になると、返済が完了又は免除されるまで、東社協が債権者である貸付制度はご利用いただけません。

□要件を満たす連帯保証人が立てられない場合、貸付利率は1.0%となります。

□入学準備金について、母子及び父子並びに寡婦福祉法による「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金」や、雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」との併給はできません。

※本資金貸付後に上記の給付金を申し込み、決定となった場合は本資金を返金していただきます。

□入学準備金、就職準備金のいずれかのみを借り入れることもできます。他の貸付制度※との併用も可能ですが、借入れの必要性、返済にあたって将来の収支計画等を十分にご検討いただいた上でご利用ください。

※「介護福祉士等修学資金貸付金」や「保育士修学資金貸付金」、「介護分野就職支援金」等、趣旨を同じくする公的な貸付けを除く。

□申請時には、以下の書類が必要です。（下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。）

《申請時に必要な書類》

- ▶ 共通書類
 - ・借入申込書類チェックリスト
 - ・借入申込書
 - ・住民票（マイナンバーは記載しないこと。発行から3か月以内で、世帯員全員が記載されているもの。）
- ▶ 入学準備金
 - ・訓練促進給付金事前相談終了証明書 ※給付金支給決定前の申請の場合。
※区市等によって書類の名称が異なる場合があります。
※訓練促進給付金の支給決定後、改めて下記決定通知の写しを借用書提出時まで提出します。
 - ・訓練促進給付金の決定通知の写し ※給付金支給決定後の申請の場合。
 - ・養成機関入学が確認できる書類（合格通知等）の写し
 - ・養成機関入学にあたり必要な費用（入学金等の納付金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用）が確認できる書類の写し
- ▶ 就職準備金
 - ・養成機関の発行する修了証等の写し
 - ・資格取得、登録したことが証明できる書類の写し
 - ・修了支援給付金の決定通知の写し（区市等が発行したもの）
 - ・就業開始が確認できる書類（採用通知、雇用条件書等）の写し
※ただし東京都内で就職の上、週20時間以上、資格を活かした業務に従事していることが確認できるもの
 - ・就職に関連して必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用等）が確認できる書類の写し

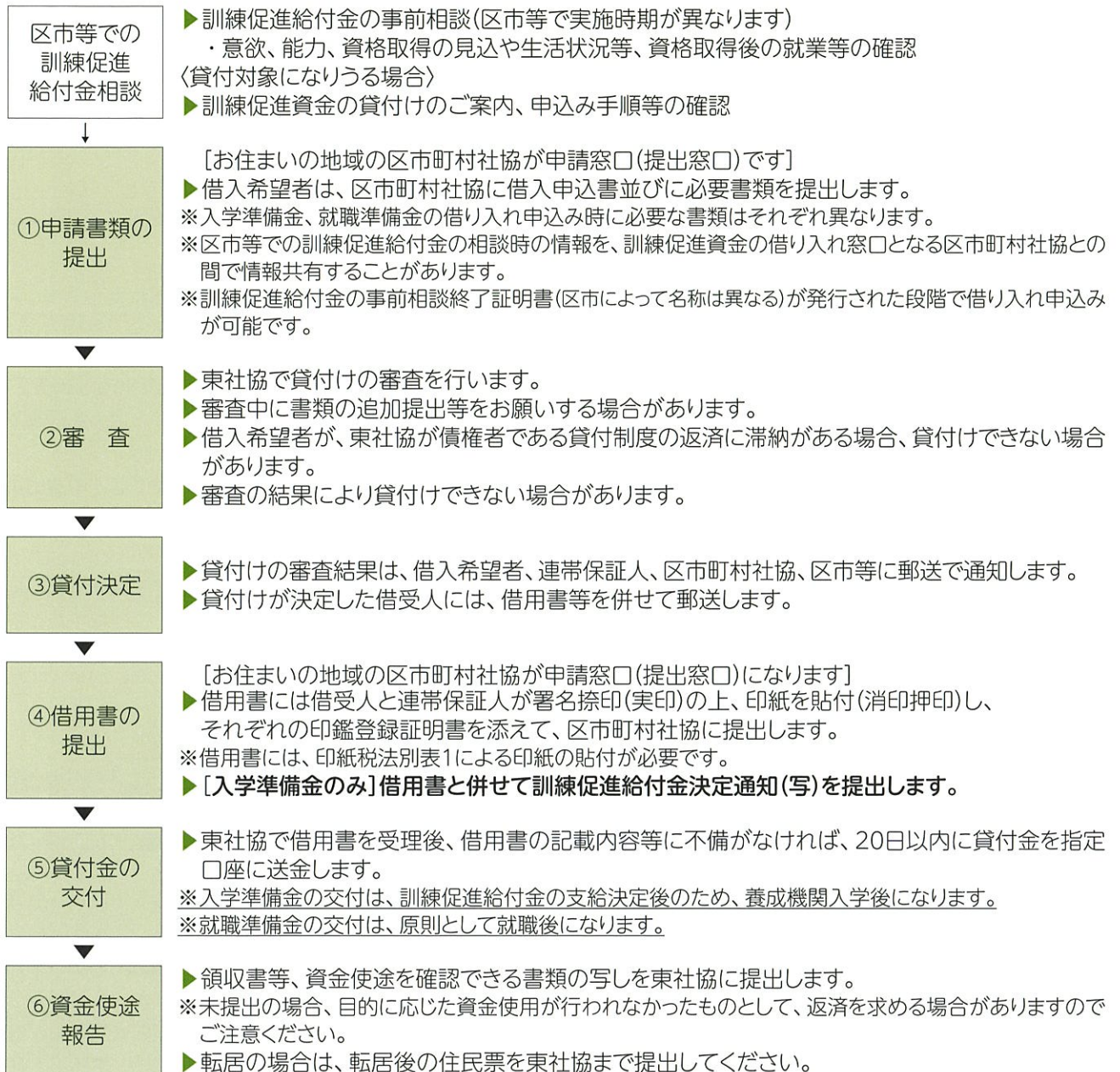
《貸付決定後に必要な書類》

- ・借入申込者、連帯保証人の印鑑登録証明書（借用書提出時より3か月以内に発行されたもの）
※借用書には、印紙税法別表1による印紙の貼付が必要です。

《申請に当たっての注意事項》

- 資金の具体的な用途は、制度の目的に応じて個別に審査します。この結果、貸付けが不承認となる場合があります（不承認理由は開示いたしません）。
- 資金交付後、申請に不正が認められたり、借り入れ目的に反する資金使用が確認された場合は、借受人に対して資金の一括返済を求めます。

5 借り入れ相談(申請)から資金交付(送金)まで



6 返済について

- (1) ご返済は、月賦返済となります。
- (2) 本資金の返済にあたっては、東社協がご相談に応じます。返済期間中は借受人と連帯保証人に「返済残額のお知らせ」等の書類を送付します。完済すると、「返済完了のお知らせ」を発行し、最終返済者(借受人または連帯保証人)に借用書を返却いたします。
- (3) 返済期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返済が難しくなった場合、東社協までご相談ください。
- (4) 一切のご連絡、いただけないまま、一定期間を超えて滞納された場合、「督促状」を発行のほか、必要に応じて訪問や面接を実施いたします。なお悪質と判断される場合は法的措置をとる場合があります。
- (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由を除き、「養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に東京都内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業を継続」(※資格取得は都内の養成機関には限りませんが、就労は都内に限ります。)しなかった場合、その事由が生じた月の翌月から返済期間に入ります。返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。(年利3%)

《返済期間等》

資金種類	返済期間	備 考
入学準備金	5年(60ヶ月)以内	養成機関修了後、就労中は申請により返済を猶予します。 ※その他、申請により返済を猶予できる場合があります。
就職準備金	2年(24ヶ月)以内	

7 返済の免除について

- (1) 養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に東京都内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事※し、5年間就業継続した場合は、申請により返済債務額が全額免除されます。
※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。なお雇用形態は問いません。
- (2) 返済免除までの期間は、生活状況の確認とあわせて、修学又は就業の継続状況についての書類をご提出いただきます。この提出がないと猶予及び免除は認められません。また必要に応じて、その他の書類等を提出いただく場合があります。
- (3) 在学又は在職中の各種届は、毎年5月末までに返済猶予申請書類とあわせてご提出いただきます。提出期限を過ぎたり、未提出の場合、返済になりますのでご注意ください。くわしくはリーフレット「貸付資金の交付から返済免除までの手続きについて」をご確認ください。
- (4) 上記(1)の要件に満たない場合でも、やむを得ない事由により就業を継続できない事情がある際には、申請により返済債務額の全部または一部が免除される場合があります。
- (5) 転居や退学、転職、退職など状況に変化が生じた場合は、必ず東社協までご連絡ください。
- (6) 返済免除が決定した場合は、借用書は返却いたしません。また、返済免除された金額は原則として一時所得扱いになりますので、必要に応じて確定申告等の手続きを行ってください。

借り入れ申し込み先

東京都内 区市町村社会福祉協議会一覧

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-3265-1901	葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2457	東久留米市社会福祉協議会	042-420-9294
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5557	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
港区社会福祉協議会	03-6230-0282	八王子市社会福祉協議会	042-620-7282	多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541	立川市社会福祉協議会	042-503-4308	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
文京区社会福祉協議会	03-5615-8017	武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108	あきる野市社会福祉協議会	042-533-3548
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902	青梅市社会福祉協議会	0428-22-1233	西東京市社会福祉協議会	042-497-5071
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898	府中市社会福祉協議会	042-360-9996	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995	調布市社会福祉協議会	042-481-7693	檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	町田市社会福祉協議会	042-722-4898	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611	小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	小平市社会福祉協議会	042-344-1217	利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	日野市社会福祉協議会	042-586-3063	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
豊島区民社会福祉協議会	03-6388-0055	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8401	三宅島社会福祉協議会	04994-8-5888
北区社会福祉協議会	03-3907-9494	国立市社会福祉協議会	042-575-3226	御蔵島社会福祉協議会	04994-8-2508
荒川区社会福祉協議会	03-3802-3155	福生市社会福祉協議会	042-552-2121	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0556	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012	小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486
足立区社会福祉協議会	03-3880-5740	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5333		

貸付制度に関する 問い合わせ先

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階
 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 担当
 Tel 03-3268-7189 Fax 03-3235-5979